

酒田市鍼・灸・マッサージ等利用助成券が利用できる施術者一覧表(所在地あいうえお順)

【酒田地区】

(※マッサージ等…あん摩、マッサージ、指圧)

R6.6.11

事業所	施術者	所在地	電話	施術項目			
				鍼	灸	マッ サー ジ等	
茂木整骨院	熊谷 想子 齋藤 茂	あ	相生町1-6-5	22-2082	○	○	○
酒田みなみ整骨院	橋爪 新太郎		あきほ町120-1 イオン酒田南店1階	26-0288	○	○	○
にじいろ鍼灸院	渡部 真紀子		旭新町13-6	090-1398-1136	○	○	
まえた鍼灸治療院	齋藤 聡太		東町1-9-24	25-3910	○	○	
廣瀬 由美	廣瀬 由美	い	一番町10-14	090-2793-3299	○	○	
あんまマッサージ指圧齋藤治療院	齋藤 邦喜		入船町4-15	22-4598			○
池田治療所	池田 研二 池田 信行 池田 祐心	え	駅東1-4-1	23-2853	○	○	○
本間鍼灸院	本間 純	か	上本町6-29	26-2626	○	○	
みずほマッサージ・はり・きゅう	堀 吉典		亀ヶ崎1-4-18	090-8807-5670	○	○	○
かとう鍼灸治療院	加藤 悟		亀ヶ崎3-10-29	26-2057	○	○	○
庄内鍼灸サロン	阿部 直人		亀ヶ崎6-9-9	43-8286	○	○	○
ヒロシ治療院	佐藤 弘	き	北新橋1-3-26	22-5879			○
鳥海鍼灸院	渡部 秀		北新橋1-6-3	22-2210	○	○	
佐藤鍼灸治療院	佐藤 三千代		北新橋1-11-9	23-4255	○	○	○
はり・きゅう七福	村上 典久		北新橋2-9-5	090-2959-1836	○	○	
はりきゅう院 HACHI(はち)	八幡 春菜	こ	こがね町1-5-9	080-6011-0888	○	○	
いとう指圧店	伊藤 光良		寿町6-27	22-4440			○
アソ健康維持センター	阿蘇 広直	せ	千石町2-10-25	22-2814	○	○	○
土田治療院	土田 博之	ち	中央西町4-8	22-2028	○	○	○
田中整骨院	田中 孝一 田中 弘道	な	中町1-7-8	23-3613	○	○	
三浦はり治療院	三浦 真一	に	錦町5-32-80	31-2330	○		
五十嵐ヒーリング整骨院	五十嵐 秀徳		西野町2-3	43-6436	○	○	
指圧 マッサージ はり きゅう もきゅあ	熊谷 想子	ひ	東泉町5-7-22	24-7611	○	○	○
栄光治療院	佐藤 正美		東大町3-3-24	23-1001	○	○	○
株式会社CRO-VER	林 雅也		光ヶ丘4-6-18 エステート光ヶ丘101	080-1651-3046	○	○	
高坂はり灸院	高坂 正昭	ほ	本町1-5-28	26-2239	○	○	
田代治療院	田代 文彌	み	宮野浦2-2-33	31-3606			○
はり・きゅう ゆたか	阿部 豊		宮野浦2-13-25	31-3922	○	○	○
SHUHARITE(シュハリテ)	寺田 智晶		緑ヶ丘2-3-22	070-5323-8910	○	○	○
訪問治療やまぶき	瀬戸 隆之			080-6041-3375	○	○	○

酒田市鍼・灸・マッサージ等利用助成券が利用できる施術者一覧表(所在地あいうえお順)

【八幡地区】

事業所	施術者	所在地	電話	施術項目		
				鍼	灸	マッ サー ジ等
指圧院そがわ	曾川 由美	ほ 法連寺字川原19-3	64-2259			○
マッサージ治療院按心館	相蘇 健太郎			法連寺字村前79-7	64-4152	

【松山地区】

事業所	施術者	所在地	電話	施術項目		
				鍼	灸	マッ サー ジ等
大井鍼灸院	大井 慶子	つ 土淵字新田町158	62-3709	○	○	
さいとうマッサージ	斎藤 祐司	や 山寺字宅地58	62-2964			○

【平田地区】

事業所	施術者	所在地	電話	施術項目		
				鍼	灸	マッ サー ジ等
らくらくハリ・キュウ院	加藤 すみ	あ 飛鳥字八乙女34-6	52-3763	○	○	
とがし治療院	富樫 一男	な 檜橋字大柳99	52-2871	○	○	○

鍼・灸・マッサージ等利用助成券 留意事項

- 助成券は、一年度内1回のみの交付です。
- 助成券の交付枚数は、申請時期により
①上半期(4~9月)の申請: **6枚**、②下半期(10~3月)の申請**3枚**
の交付となります。
- 助成券は、施術1回につき1枚の使用となります。
施術費から助成額を差し引いた額が利用者負担となります。
- 利用助成券は、交付を受けた**本人のみ**が利用できます。たとえ家族であっても他人に譲渡(貸与)することは認められません。このような利用の場合、交付決定が取り消され、金額を返還いただくことになります。
- 医療費支給に該当する施術は本事業の利用助成対象とはなりません。
- 利用者の自宅へのお出張施術について、利用助成券の利用が可能です。